

平成 29 年

赤平市議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

3月31日（金曜日）午後 1時00分 開 会
午後 2時18分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 206 号 赤平市課設置条例の一部改正について
追加日程第 1 議案第 206 号 赤平市課設置条例の一部改正についての委員長報告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 206 号 赤平市課設置条例の一部改正について
追加日程第 1 議案第 206 号 赤平市課設置条例の一部改正についての委員長報告

○出席議員 10 名

- 1 番 木 村 恵 君
2 番 五十嵐 美 知 君
3 番 植 村 真 美 君
4 番 竹 村 恵 一 君
5 番 若 山 武 信 君
6 番 向 井 義 擴 君
7 番 伊 藤 新 一 君
8 番 獅 畑 輝 明 君
9 番 御家瀬 遵 君
10 番 北 市 勲 君

○欠席議員 0 名

○説 明 員

市 長	菊 島 美 孝 君
教育委員会教育長	多 田 豊 君
監 査 委 員	早 坂 忠 一 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	田 村 元 一 君
副 市 長	伊 藤 嘉 悦 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企画財政課長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市民生活課長	野 呂 道 洋 君
社会福祉課長	井 波 雅 彦 君
介護健康推進課長	斉 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上下水道課長	杉 本 悌 志 君
会 計 管 理 者	中 西 智 彦 君
あかびら市立病院 事 務 長	永 川 郁 郎 君
教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	尾 堂 裕 之 君
” 社 会 教 育 課 長	蒲 原 英 二 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会	事務局長	栗 山 滋 之 君
”	総務議事 担当主幹	野 呂 律 子 君
”	総務議事 係 長	安 原 敬 二 君

(午後 1時00分 開 会)

○議長(北市勲君) ただいまからあらかじめご通知申し上げましたとおり、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り下げ、これより平成29年赤平市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第206号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第206号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

今般企画財政課を企画課と財政課の2課に機構を見直しましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、課の設置を規定してございますが、企画財政課を企画課と財政課の2課にするため、字句を改めたものでございます。

第2条は、課の分掌事務を規定してございますが、総務課の項につきましては契約及び財産に関する事務につきましては財政課に移行いたしますことから、号を削除するなど改めるものでございます。企画財政課の項につきましては、予算、その他財政に関する事務につきましては財政課に移行いたしますことから、企画課の項として改めまして、先ほど申し上げました契約及び財産に関する事務、予算、その他財政に関する事務を分掌事務といたしまして、新たに財政課の項を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。若山議員。

○5番(若山武信君) ただいまの説明でございましたけれども、内容以前の問題の前に、入り口でちょっと質問したいと思いますが、ただいま提案されました議案第206号赤平市課設置条例の一部改正についてはなぜ臨時議会となったのか、これは理解できないので、この辺質問いたします。

まず、1つは企画財政課を企画課と財政課に分離することは第1回定例会以前に、もしくは期間中に

それは決まっていたと私は思っておりますが、なぜ定例会中でなく、閉会翌日の23日午後からの人事異動の発表において機構改革事項であります企画課と財政課分離の発表となったのか。これが1点です。

2点目には、機構改革事項については地方自治法第96条の中に条例を設け、または改廃することは議会の議決事項としてうたわれておりますし、赤平市課設置条例や施行規則もそれに基づいて施行されているわけでございます。法令を遵守しなければならないわけでありませけれども、議会閉会翌日の発令でありますし、このことは議会軽視というふうに私は捉まえておりますが、いかがでしょうか。この2点についてまず質問したいと思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まずなぜ臨時会になったのかということでございます。課設置条例につきましては、過去5回改正をさせていただいております。この改正の点におきましては、住民の権利、利益の侵害が生ぜず、利益をもたらすような場合には遡及適用が認められているということでございます。機構改革を含め4回については全て遡及適用で対応してまいったということでございます。今般の機構改革におきましても前回同様直近の議会において遡及適用での提案をさせていただきたいというふうに考えておりましたところから、定例会での提案はなかったわけでございますが、今般議会のほうから遡及適用ではなくて、施行前の議決ということでの要請がございましたので、このように臨時会で対応させていただいたということでございます。

それとあと、もう一点、条例についてでございますけれども、今申しましたとおり、条例については遡及適用の対象であるというふうに我々は理解しておりましたので、直近の議会においての提案をしたいというふうに考えておまして、決して議会軽視ということではなくて、今までの方法に従いまして提案をさせていただく予定でしたということござ

います。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） ただいまの件について、専決処分ということで過去にもありました。それ議会から議会の途中でありまして、やむを得ない場合ということもありまして、議会ではそんな大きな論議とならずに今までそれを認めてきたわけでございますけれども、今回のように議会が終わって次の日というのはいかがなものかと思うのです。やっぱり今言ったような部分は避けなけ……専決処分というのはできるだけ避けてほしいということは私のときからも今の議長からも常に言われてきたことなのです。だから、専決処分を、これ大事な部分ですから、機構改革という。このことを大事と捉えていないのかどうかということにもつながってきますけれども、機構改革は大事なことで、これからの行政の運営に当たって、本当に大事なことから、我々も議論していかなければならないし、そのところに問題意識が欠けているのかなと私はちょっと思うのですけれども、議会があったわけですから、そこで人事もいろいろとその間にやってきたでしょうし、その以前にもう決まっている部分もあったでしょうし、そうするとそこに機構改革が発生したということであれば、やっぱりそれを議会の中で決めて、そして議会に提案することができたはずですね。だから、そういうことをしないで、専決処分を目の前に置いて、6月に例えばやるというような話が、ぎりぎりのところで今回いろんな経過からきょうに至ったのですけれども、それはやっぱり1週間も2週間も間あいていればこういうことも、今の副市長の話でいいのでしょうかけれども、私はそうはならないと思うのです。機構改革、やはりきちっと定例会の中で論じて、そして提案して、それが議決ということなのです。地方自治法の中にもきちんと議決案件としてうたわれていますので、ずるずるとというのは途中の経過があるから、できませんでした、できましたという部分で、今回の場合はちょっと違

うのです。目の前に定例会あった中でそれをやらないで、そして次にかけてようとして、いろんな論議の中からきょうに至ってということだと思っております。私は、そういう意味でも年度をまたいでというのはまたいかがなものかと思っていました。だけれども、きょうぎりぎりのところでセーフになるかと思いませんけれども、万が一これ否決されたらどういうことになりますか、人事案件。きのうのきょうですから、22日の後、23日にそういうことが午後から発表されて、それで24日の新聞で私たちも知ったわけです。内容については私はいい形になったのかなというふうに思いましたけれども、次に思ったのはあれ、何だと、議会で一言もなかったではないかと、機構改革、このことなのです。まず、その点についても一回答弁お願いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 機構改革につきましては、地方自治法の158条において首長の専権事項ということになってございます。そして、今回の議決につきましては、専決規定ではなくて、遡及適用ということでの説明でございますので、専決で勝手に決めたということではございません。遡及適用ということで直近の議会において提案し、議決をいただいたときには4月1日によって治癒されるということで理解してございまして、決して専決ということではないということでご理解いただきたいと思います。そして、首長の専権事項でございますので、そこにつきましてはある程度のやはり決定までの期間というのは多少時間を要していたということではございまして、決して既に決まっていることを出さなかったということではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） 今の答弁で一定程度の理解はいたしますけれども、しかしそのことも私も踏まえて話ししているのですけれども、やはり定例会の場で目の前にあったのに、そのことをやらないで、今ここで臨時議会というのはおかしいと私は言っ

ているのです。だから、もう少し議会に対して前向きに、やっぱり我々も常に議会軽視という部分については気をつけていますけれども、我々のチェック機能が至らないから、こういうことにもなってくるのかなという、そんな思いもありますので、これ中へ入りましてまたいろいろと議論させていただきますけれども、まず私の質問についてはこれで終わります。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） まず、この条例案の内容なのですけれども、今前者でもありましたが、この機構改革というのは大幅な人事と同時に発表されたものですけれども、企画財政課を企画課と財政課にそれぞれ独立させるという内容になっております。できれば副市長にお答えいただきたいのですが、何の目的を持って、どのような効果を考え、そして同時に市民サービスの観点から必要性がどのようにあるのか考えているのかをお伺いします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 今回の条例改正でございますが、新年度におきまして本市においても、全国的にもそうでございますが、地方版総合戦略の折り返しであるということと、本市におきましては第5次総合計画が大体残り数年でございますので、それぞれ仕上げに向けて取り組んでいかなければならないというふうに考えております。また、財政的には健全財政を維持しているとはいいいながらも、今後も適切な財政運営に真摯に取り組んでいかなければならないということではございまして、企画財政課を企画課と財政課に分けることによりまして、それぞれの役割に専心してできるようにということで行政内の活性化を図り、市民サービスの向上を図ってまいるといふ、そのような目的で今回提案させていただいたということではございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 目的、効果、必要性というところは、今のように役割が明確になることで総合戦

略、総合計画等、人口減少対策、各施策が加速していく、そういったものにつながるということを述べられたのではないかと思います。

そこでですけれども、前者の質問の続きのようにもなりますが、一部新聞報道にもありましたけれども、遡及適用を考えていたと、専決は考えていなかったということは今答弁されたと思います。しかし、副市長が今おっしゃったような不利益不遡及の原則は十分わかりますけれども、本当に直後に人事発表と同時にということでした、議会閉会から。やはりこれ議会中にもうこういうことを考えていたということは明らかではないかと思うわけです。機構改革というのは専権事項だということでしたけれども、やはり各課の課長さんとか、そういった方々とも意見交換をしっかりとした上で決めていくものであって、きのう決めて、きょうからやるようなことではないと思いますが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 機構改革につきましては、首長の専権事項ということでございますが、決して思いついたようにやったということではございません。確かに構想としては前々からいろいろ理事者の中で相談はしてまいりました。ただ、実際の決定となりますと、それは議会開会中でもございましたが、人事案件について何度も何度も打ち合わせをしていく中での決定でございまして、それについてはぎりぎりだったというふうにお答えするしかないのでございますが、それはそれとしてやはりその前に、先ほども申しましたとおり、過去5回の改正の中で4回機構改革含めて遡及適用ということでやっていただいておりますので、今回についてもそのまま遡及適用でやりたいということでしたので、このような人事の発表、定例会後の人事及び機構改革の発表ということでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 何度も何度も打ち合わせがあったという答弁でしたけれども、直近でいえば平成

23年の産業課を農政課と商工労政観光課に分けたとき、これ確かに2カ月くらいの遡及があるものでした。議事録見ましたけれども、本会議、付託された総務文教委員会においても質疑なく全会一致で可決をされておりました。議事録だけ見ればそうなのですけれども、しかし昨年、一昨年と行政側の提案に対して順序が違うのではないか、あるいは説明不十分ではないかというような意見が、それ日本共産党、私も含めほかの会派からも数回指摘があったのではないかと思います。そういったことが、こういう姿勢が今回の臨時会の開催ということにつながったのではないかと私は思いますけれども、今後こういった姿勢について、例えば条例改正が全く必要がなかったという認識なのか、必要性はあるけれども、遡及対応でできるものだったのかという点では大きくこれ変わってくると思いますので、その辺の姿勢について今後改めるとか、そういったお気持ちがあるのかなのか最後にお聞きしたいと思います。これできれば市長にお願いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 私のほうからお答えさせていただきます。

機構改革の条例改正につきましては、私どもとしては遡及適用で対応できるというふうに考えておりました。ただし、今回遡及適用ではまずいのではないかとこの議会のご指摘がございましたので、それでは今後については遡及適用にはしないということで、ただし遡及適用についてはやむを得ない場合、もしくは住民の利益に資する場合につきましては遡及適用ということはあるかもございませんが、それ以外についてはなるべく遡及適用ではなくて、定例会及び臨時会を開催していただいての提案というふうには改めていきたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ほかにないということで、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第206号については、行政常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時20分 休憩)

(午後 2時15分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) お諮りいたします。ただいま行政常任委員会、伊藤委員長から議案第206号赤平市課設置条例の一部改正についての審査報告書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第206号赤平市課設置条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 追加日程第1 議案第206号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、伊藤委員長。

○行政常任委員長(伊藤新一君) [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成29年3月31日に行政常任委員会に付託されました議案第206号赤平市課設置条例の一部改正について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成29年3月31日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(北市勲君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第206号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年赤平市議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午後 2時18分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)